様式第７号（第１０条関係）

畜産経営維持緊急支援資金貸与台帳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 借入先 | 出雲市 | 貸与決定 | 年　　月　　日付け指令　　第　　　号 |
| 借入金額 | 　　　　　　　　　　　円　 | 借入年月日 | 年　　月　　日 |
| 据置期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで | 利率 | 無利息 |
| 償還期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 氏　　名 |  |
| 償　　還　　年　　次　　表 |
| 償還年月日 | 償還金額 | 未償還元金 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 備考 |  |

特記事項　裏面のとおり

（裏面）

特記事項

１　市内において専業的に農業に従事してください。

２　出雲市畜産経営維持緊急支援資金貸与規則（平成２０年出雲市規則第５８号。以下「規則」という。）第１２条の規定に基づき、毎年度４月３０日までに、家畜飼養頭数報告書（様式第８号）を提出してください。

３　次の各号のいずれかに該当するときは、規則第１３条の規定に基づき、直ちに飼養状況届出書（様式第９号）を提出してください。

(1)　借受者及び連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき

(2)　借受者が市内において畜産経営を中止又は廃止したとき

(3)　借受者が死亡したとき

４　市内において畜産経営を継続できなくなったとき（疾病、負傷その他やむを得ない事由により、農業に従事できなくなったときを除く。）は、規則第１４条の規定に基づき、その事由が生じた日から起算して１か月以内に畜産経営維持緊急支援資金繰上償還明細書（様式第１０号）を提出し、資金の貸与を受けた期間の２倍に相当する期間内に繰上償還してください。

５　正当な理由がなく資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、規則第１５条の規定に基づき、当該返還すべき日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、返還すべき額につき年１４．６パーセントの割合で計算した延滞金を納付してください。ただし、その金額に１０円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

６　規則第１６条の規定に基づき、資金の返還の債務の免除を受けようとする場合は、畜産経営維持緊急支援資金返還免除申請書（様式第１１号）に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類(当該事由が、別表２の（１）又は（３）に該当する場合は家畜飼養頭数報告書（様式第８号）、同表（２）に該当する場合は公的機関等の証明書類等)を添付して、提出してください。